

名張毒ぶどう酒事件の一刻も早い再審開始・無罪により 奥西勝さんの無念を晴らし、名誉回復を求める要請書

1961年3月28日、三重県名張市葛尾の公民館で行われた懇親会に出されたぶどう酒に毒物が混入され、5名が死亡、12名が重軽傷を負った名張毒ぶどう酒事件。この事件の犯人として「死刑」を宣告された奥西勝さんは、2015年10月4日に八王子医療刑務所で無念にも獄死を遂げ（享年89歳）、現在、妹の岡美代子さん（申立時96歳）による第11次再審（死後再審）が貴裁判所に係属しています。

奥西勝さんは、ただ一人毒物混入の機会があったとされましたが、それは「ぶどう酒の王冠やびん口に巻かれた封緘紙の発見場所が毒を入れた場所である」との認定一つにかかっています。第10次、そして今回の第11次再審における新証拠「糊鑑定」は、その封緘紙の裏面から2種類の糊成分を検出し、毒物混入後に封緘紙が貼り直されていたことを明らかにしました。封緘紙の発見場所が毒物混入場所との認定は完全に崩れ去り、毒を入れた後に封緘紙を貼り直した真犯人の存在を示しています。第10次特別抗告審決定は、反対意見を付した宇賀克也裁判官を除く4人の多数意見で鑑定手法そのものにも疑問を呈して「糊鑑定」の証拠価値を否定しましたが、手法を問題とするなら封緘紙裏面の付着物そのものを分析すれば結果は一目瞭然です。

そもそも死刑判決の根拠はすべて崩れ去っています。奥西勝さんにしか犯行機会がなかったことにされたのは「検察官の並々ならぬ努力」で一斉変更された事件関係者の供述によってであり、王冠の「傷痕鑑定」は偽造されたものです。さらに今回の新証拠によって人歯痕ですらなかったことも明らかになりました。奥西勝さんの「自白」は一審無罪判決、第10次再審宇賀反対意見のとおり全く信用できません。そして事件発生から65年以上を経てもなお、多くの証拠が隠され続けています。まさに袴田事件、福井事件の再審無罪判決によって厳しく弾劾された捜査機関による証拠捏造と証拠隠しによって「死刑」とされた冤罪事件であり、その救済はどれだけ時間がかかろうとも司法によってなされなければなりません。

一審・無罪判決、第7次請求審・再審開始決定、第10次特別抗告審・反対意見をみれば確定死刑判決に疑いが生じていることは誰の目にも明らかです。しかし死刑判決は見直されることなく、奥西勝さんは獄死せざるを得ませんでした。その判断に誤りはなかったか。白鳥・財田川決定に忠実に従った審理を行い、「無辜の救済」を果たされることを切に望みます。

以上の立場から貴裁判所に以下のとおり要請します。

- 1 必要な事実調べを積極的に行い、
- 2 検察官が隠している証拠は、即刻、全面開示させ、
- 3 新旧証拠を総合評価し、「疑わしいときは被告人の利益に」の鉄則に忠実に判断し、
- 4 真摯な審理で一刻も早く再審を開始し、奥西勝さんと親族の無念を晴らし名誉を回復してください。

| 氏 名 | 住 所 |
|-----|-----|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

2026年 月 日

〔取り扱い〕

えん罪名張毒ぶどう酒事件・全国の会
日本国民救援会愛知県本部

〒460-0011 名古屋市中区大須 4-10-26-401

TEL052-684-5825 Fax052-684-6355

救 援 新 聞

{ 1958年6月10日 }
第三種郵便物認可

